

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年7月25日 15時30分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市金田漁港北北東方沖 金田港東防波堤灯台から真方位030° 2.2海里付近 (概位 北緯35° 11.6′ 東経139° 41.3′)
事故の概要	プレジャーボートまんぼう3号は、東北東進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年8月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施手続済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート まんぼう3号、2.0トン 235-54306神奈川、株式会社ユニマツプレシヤス
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに曲損、プロペラ軸柱に擦過傷、スパンカー枠材に折損 定置網 垣網のロープ及び網に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、金田湾で停泊した後、帰港の目的で神奈川県横須賀市所在の定係地に向けて約18～20ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東北東進中、左舷船首方至近にボンテンを認め、直前で定置網があることに気付いたものの、定置網に乗り揚げた。 本船は、絡索して航行不能となり、船長が118番通報を行い、その後、定置網の所有者により絡索が除去され、自走によって定係地に帰港した。 船長は、免許を取得して2回目の航海であり、定置網があることは聞いていたが、正確な場所は分からなかったと本事故後に思った。 金田湾には、漁業権の海域が設定されており、同海域内に定置網が設置されていた。
分析	本船は、東北東進中、船長が、漁業権が設定された海域付近を航行した際、定置網の正確な場所を知らないまま約18～20knの速力で航行を続けたことから、定置網に気付くのが遅れ、同定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東北東進中、船長が、漁業権が設定された海域付近を航行した際、定置網の正確な場所を知らないまま約18～20

	kn の速力で航行を続けたため、定置網に気付くのが遅れ、同定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、出港までに事前に航行する海域の水路調査を行い、海上保安庁ホームページに掲載された漁業権設定海域を調査し、同海域を航行する際は減速する等十分注意して航行すること。